

記者発表資料

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新 聞	解禁日等は特にありません



『第2回西川利用対策会議』

～西川に600隻以上ある不法船舶を考える会議～

平成21年8月24日
国 土 交 通 省
遠賀川河川事務所

今年5月に皆様のご協力を賜り「第1回西川利用対策会議（5月27日）」を無事開催することができました。特に、各マスメディア等において報道され、不法係留船対策を一般の方に広く周知することができたことは、大変喜ばしいことと考えています。

さて、第1回の会議に引き続き、第2回西川利用対策会議を8月26日に開催する運びとなりました。今回は、先進的に不法係留船対策を実施している河川の事例を紹介しながら、議論を深め、西川のあり方等を模索・検討していく予定です。

記

1. 日時 平成21年8月26日（水） 16：30～18：30
2. 場所 河口堰管理支所 遠賀川河口館（水巻町猪熊 10-7-1）
3. 議題
 1. 全国にみるプレジャーボートの実態と対策
 2. 河川区域での対応事例（先進事例）
 3. 平成21年7月24日・26日の出水による影響について
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：江口、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）
093-201-1675（河口堰管理支所）

～西川利用対策会議とは～

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、バブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内特に西川において、多数の船舶（Ｈ２０現在：６３０隻）が係留されるようになりました。この為、周辺地域の住民に対する騒音やゴミなどの被害が大きな問題となっています。

また、河川に係留された船舶は、台風や大雨高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物となり、護岸等を破損する原因ともなるなど、大きな災害をもたらす可能性が高いことから、河川管理上も大きな問題となっています。

このため、国土交通省遠賀川河川事務所では、遠賀川水系（特に西川）を今後、係留船重点撤去区域に指定するなどにより秩序のある安全な河川空間にしていこうことを目標としています。重点撤去区域に指定された水域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するために、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。

その第一歩として、地域の住民が、安全で快適に川を利用することができるようにする為、様々な議論を行い、よりよい西川のあり方を模索・検討していくための、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等からなる、西川利用対策会議を平成２１年５月から実施しています。

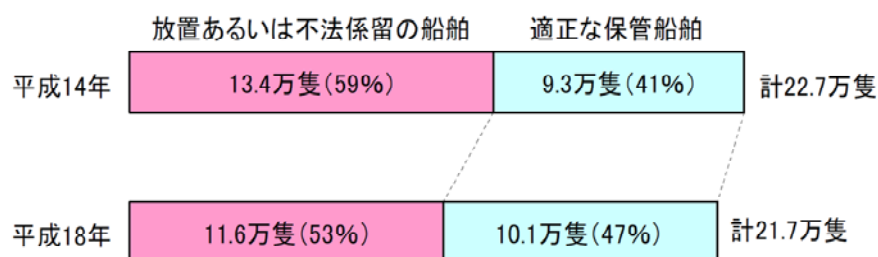
【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所
TEL 0949-22-1830

占用調整課 課長 江口（内線 341）
係長 松村（内線 342）

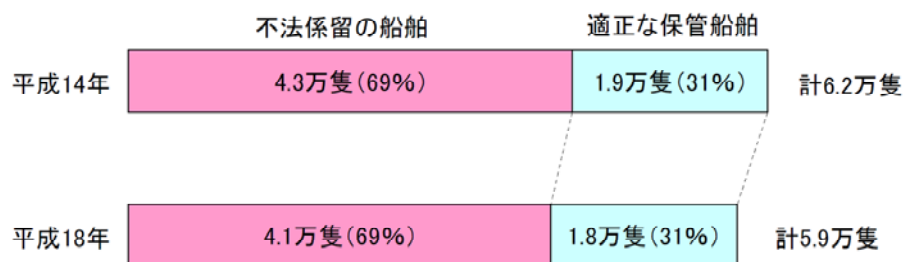
1. 全国にみるプレジャーボートの実態と対応

- ・全国の三水域（河川、港湾、漁港）で確認できるプレジャーボートは、約22万隻。その半数が適切な保管状況にない。
- ・三水域に係留されているプレジャーボートは、四年間（H14→H18）で約1万隻減少。



資料) 平成18年全国プレジャーボート全国実態調査結果より

- ・22万隻のうち、河川区域（港湾・漁港との重複区域を含む）には、約6万隻のプレジャーボートが係留され、そのうち約70%が適切な係留ではない。
- ・河川区域でも三水域と同様に四年間でプレジャーボートの総数が減少している。



資料) 平成18年全国プレジャーボート全国実態調査結果より

全国のプレジャーボート実態からは、三水域（河川、港湾、漁港）に存在するプレジャーボートの半分程度が適正な保管状況にないことがわかる。一方、プレジャーボート全体の総数が減少している。この傾向は河川区域に特化しても同様である。

プレジャーボート対策の取り組み

	国 土 交 通 省		水 産 庁
	河 川	港 湾	漁 港
昭和47年度		・公共マリーナ整備の制度化	
昭和62年度			・フィッシャリーナ整備事業の創設
昭和63年度	・河川利用推進事業 (河川マリーナ)の創設		
平成元年度		・プレジャーボートスポット (PBS)整備事業の創設	
平成6年度			・漁業活動に支障のない範囲での受け入れに関する長官通達
平成7年度	河川法改正 ・簡易代執行制度の創設		
平成8年度		・プレジャーボート保管対策懇談会最終報告の策定	
平成9年度	河川法改正 ・簡易代執行による撤去船舶の 規定の整備	・「ボートパーク整備事業」 創設	・「漁港高度利用活性化 対策事業」の創設
	・計画的な不法係留船対策の 促進に関する局長通達		

	国 土 交 通 省		水 産 庁
	河 川	港 湾	漁 港
平成10年度	・プレジャーボート係留・保管対策関係省庁連絡会議の設置		
平成12年度		港湾法の改正 ・船舶等の放置の禁止、監督処分規定 の整備に関する法改正	漁港法の改正 ・船舶等の放置の禁止、 監督処分規定の整備 に関する法改正
		・港湾法の一部改正による放置艇対策 推進に関する局長通達	・港漁村活性化対策事業 創設
平成13年度	・小型船舶登録法の成立(平成14年4月施行)		
		・「海覧版～プレジャーボート保管場所情報～」の創設	
平成14年度		・陸上保管主体の施設がボートパーク 整備事業の補助対象に追加	
	・三水域連携による放置艇対策委員会提言		
平成16年度	・小型船舶登録法による登録の完了(平成17年3月末)		
平成17年度	・FRP船リサイクルシステムの確立(平成19年度から全国運用)		
平成18年度		港湾法の一部改正 ・放置等禁止区域の陸域への適用	
	・三水域連携による放置艇対策委員会提言		

法改正等により、平成9年以降にソフト的な施策（規制措置の明確化・小型船舶の登録制度によるプレジャーボート所有者の特定など）が整ってきていることがわかる。

河川における対策では、平成10年2月（平成9年度）に河川局長からの「計画的な不法係留船対策促進に関する通達」を基本としている。

2. 河川区域での対策事例（先進事例）

① 新潟県・関川（保倉川）

→国と地元自治体（上越市）との協力により対策を実施した事例

② 東京都・多摩川

→不法係留船を100隻以上撤去し、秩序ある水面を確保している事例

③ 石川県・大野川

→不法係留の船舶所有者が出資し保管施設を設置した事例

④ 広島県・太田川水系

→国と県の三水域（河川・港湾・漁港）が連携して対応した事例



各地域において、平成9年度の通達を基本として、様々な工夫がなされた不法係留船対策が進められている。

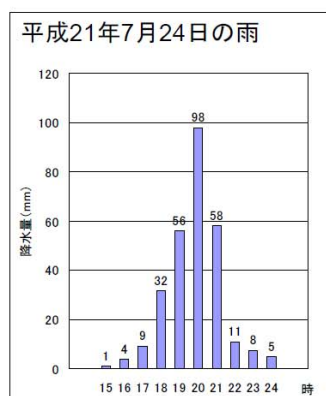
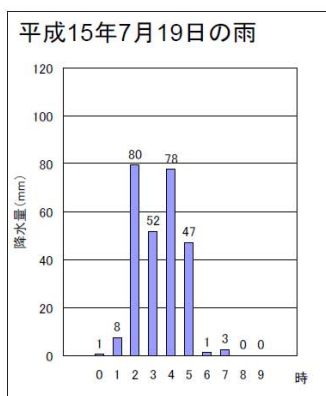
上記以外にも、福井県・九頭竜川、静岡県・狩野川などでも不法係留船対策が実施されている。

3. 平成21年7月24・26日の出水 による影響について

- 今回の雨量は、平成15年7月の水害と同等のもの。

H15年 最大時間雨量80mm、6時間で264.0mmを記録

H21年 最大時間雨量98mm、6時間で263.5mmを記録



(気象庁・飯塚観測所調べ)



島津橋下流左岸の浮遊物の状況

→浮遊物に押され船舶が傾く恐れがある

今回の出水では、西川河口周辺でも通常よりも水位上昇が発生し、不法に係留されている船舶のうち3隻が沈船化した。

そのうち、1隻（西川・右岸 1.1 km 付近の沈船）は、自主的に撤去された。



係船柱が船底に刺さり
穴があいている

西川・右岸2.3km付近

水位が上昇し、船舶が高水敷に乗り上げ船底に穴があき、沈船化する恐れがある



西川・右岸0.1km付近



西川・左岸1.1km付近



引き上げ途中でオイル漏れが見られたため中和剤を散布しながら作業を実施



西川右岸における沈船の引き上げ作業(平成21年8月10日)

→所有者が沈船を引き上げている状況